

## 文教福祉常任委員会意見交換会報告

去る10月29日開催の白山市民生委員児童委員協議会との意見交換会について、その概要を報告します。

当日は、白山市民生委員児童委員協議会の三国会長を初め、役員、理事の方、合わせて14名が出席されました。

「民生委員児童委員の活動と地域の課題について」をテーマとして、現状と課題を発表していただき、それについて意見交換を行いました。その主な意見について述べさせていただきます。

初めに、民生委員の受け持ち世帯数についてであります。

現在、民生委員1人当たりの受け持ち世帯は、最小で25世帯、最大で411世帯と差があるそうです。

受け持ち世帯が多い地区では、「これから高齢者がふえることは目に見えているので、1人の受け持ち世

帯が少なくなればよい」という意見や、「民生委員は町会長からの推薦によるので、地区割りについて市と町会連合会が協議し、受け持ち世帯数が多くなりすぎないようにしてほしい」という意見がありました。

一方、受け持ち世帯が少ない地区でも、特に白山ろく地域では、ひとり暮らしの高齢者が多く、冬場は積雪があるため、1人で何地区も訪問する方は大変苦労されているという状況をお聞きしました。

次に、福祉協力員制度についてであります。

昨年より福祉協力員制度が始まり、各町内会から概ね1人が推薦され、現在356人の方が市及び市社会福祉協議会から委嘱されているところです。

福祉協力員については、「自分が住んでいる町以外の方の情報が得られるのでとてもありがたい」、「何かあったら連絡してくれるので、本当に助かっている」という、肯定的な意見がありました。

しかしながら、福祉協力員とともに活動する中で、「民生委員には守秘義務があるが、福祉協力員との間でどこまでの情報を共有していいのか悩む」、「情報をどこまで渡していいのか明確にしてほしい」という方も

いらっしやいました。

また、福祉協力員の選任にあたって、「町内会長は福祉協力員の趣旨を理解して推薦していただきたい」との意見や、「地区によっては民生委員だけでやれるので、全ての町内会に必ず福祉協力員を置かなければならないということがないようにしてほしい。」との意見もありました。

委員からは、地域福祉という考え方において、民生委員と福祉協力員を一体として捉え、地域の実情や地区社会福祉協議会に応じた柔軟な体制を築く時期に来ているのではないかという意見がありました。

また、それぞれの地域の状況に応じて、福祉協力員に何を願うのか明確にすることで、民生委員と福祉協力員の役割分担ができ、より連携して活動ができるのではないかという意見がありました。

以上、主な意見を述べましたが、このほかにも、活動上の悩みや活動に関する提案について、大変多くの御意見をいただきました。この意見交換会を通じて、改めて民生委員児童委員の役割は大きく、また多様化していると感じたところでもあります。